

議案第11号

勝山市介護保険条例の一部改正について

勝山市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成30年6月13日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の一部改正により、勝山市介護保険条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市介護保険条例の一部を改正する条例

(勝山市介護保険条例の一部改正)

第1条 勝山市介護保険条例(平成12年勝山市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第5条第6号アを次のように改める。

ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

第2条 勝山市介護保険条例の一部を次のように改正する。

第5条第6号ア中「令第38条第4項」を「令第22条の2第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成30年8月1日から施行する。